

# 〔目 次〕

## 総 論

第1節	計画の目的等	1
第2節	防災関係機関等の責務と業務の大綱	2
第3節	那須烏山市の概要	12
第4節	過去の主な災害	17
第5節	地震被害想定	22
第6節	本市の災害対策の課題と目指す方向	24

## 風水害等対策編

### 第1章 予 防

第1節	防災意識の高揚	25
第2節	地域防災の充実・ボランティア連携強化	27
第3節	防災訓練の実施	31
第4節	要配慮者対策	34
第5節	物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	37
第6節	風水害に強いまちづくり	38
第7節	土砂災害・山地災害予防対策	40
第8節	水防体制の整備	44
第9節	農林水産業関係災害予防対策	47
第10節	情報通信体制の整備	48
第11節	避難体制の整備	50
第12節	火災予防	53
第13節	救急・救助体制の整備	56
第14節	医療救護体制の整備	57
第15節	緊急輸送体制の整備	59
第16節	防災拠点の整備	61
第17節	建築物災害予防対策	63
第18節	公共施設等災害予防対策	65
第19節	危険物施設等災害予防対策	68
第20節	文教対策	71
第21節	防災関係機関相互応援体制の整備	73
第22節	災害廃棄物等の処理体制の整備	75

## 第2章 応急対策

第1節	活動体制の確立	76
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	87
第3節	災害拡大防止活動	95
第4節	相互応援協力・派遣要請	97
第5節	災害救助法の適用	100
第6節	避難対策	103
第7節	消火活動	112
第8節	救急・救助活動	117
第9節	医療救護活動	119
第10節	緊急輸送活動	121
第11節	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動	124
第12節	農林水産業関係対策	130
第13節	保健衛生活動	132
第14節	障害物等除去活動	139
第15節	廃棄物処理活動	141
第16節	文教対策	144
第17節	住宅応急対策	147
第18節	労務供給対策	149
第19節	公共施設等応急対策	151
第20節	危険物施設等応急対策	156
第21節	広報活動	163
第22節	自発的支援の受入	165

## 第3章 復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	167
第2節	民生の安定化対策	169
第3節	公共施設等災害復旧対策	173

# 震災対策編

## 第1章 予 防

第1節	防災意識の高揚	180
第2節	地域防災の充実・ボランティア連携強化	184
第3節	防災訓練の実施	184
第4節	要配慮者対策	184
第5節	物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	184
第6節	震災に強いまちづくり	185
第7節	地盤災害予防対策	187
第8節	農林水産業関係災害予防対策	188
第9節	情報通信体制の整備	188
第10節	避難体制の整備	189
第11節	火災予防及び消防・救急・救助体制の整備	192
第12節	医療救護体制の整備	194
第13節	緊急輸送体制の整備	194
第14節	防災拠点の整備	194
第15節	建築物等災害予防対策	195
第16節	公共施設等災害予防対策	198
第17節	危険物施設等災害予防対策	201
第18節	文教対策	201
第19節	防災関係機関相互応援体制の整備	201
第20節	災害廃棄物等の処理体制の整備	201

## 第2章 応急対策

第1節	活動体制の確立	202
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	207
第3節	相互応援協力・派遣要請	210
第4節	災害救助法の適用	210
第5節	避難対策	210
第6節	救急・救助・消火活動	211
第7節	医療救護活動	213
第8節	二次災害防止活動	214
第9節	緊急輸送活動	215
第10節	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動	215
第11節	農地・農林水産業用施設等対策	215
第12節	保健衛生活動	216
第13節	障害物等除去活動	216
第14節	廃棄物処理活動	216

第15節	文教対策	217
第16節	住宅応急対策	220
第17節	労務供給対策	220
第18節	公共施設等応急対策	220
第19節	危険物施設等応急対策	220
第20節	広報活動	220
第21節	自発的支援の受入	220

### 第3章 復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	221
第2節	民生の安定化対策	223
第3節	公共施設等災害復旧対策	223

### 付編 東海地震の警戒宣言発表時の緊急応急対策計画

第1節	総則	224
第2節	平常時における対策	225
第3節	警戒宣言発令までの対応措置	226
第4節	警戒宣言発令時の対応措置	228

# 原子力災害対策編

## 第1章 総 則

第1節	計画策定の趣旨	236
第2節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等	237
第3節	緊急事態区分及び緊急時活動レベル	239
第4節	運用上の介入レベル	240
第5節	計画の基礎とするべき原子力災害の想定	242
第6節	リスクコミュニケーションの充実	244

## 第2章 予 防

第1節	初動体制の整備	245
第2節	住民等への情報伝達体制の整備	246
第3節	避難活動体制等の整備	247
第4節	モニタリング体制の整備	249
第5節	住民等の健康対策	250
第6節	農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備	251
第7節	児童生徒等の安全対策	252
第8節	緊急輸送体制の整備	253
第9節	住民等に対する普及・啓発活動	254
第10節	防災訓練の実施	255

## 第3章 応急対策

第1節	災害対策本部等の設置	256
第2節	情報の収集・連絡活動	260
第3節	住民等への情報伝達	262
第4節	屋内退避・避難誘導等	264
第5節	医療救護活動等	266
第6節	農林水産物・加工食品等の安全性の確保	267
第7節	児童生徒等の安全対策	268

## 第4章 復旧・復興

第1節	住民等の健康対策	269
第2節	風評被害対策	271
第3節	除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理	272
第4節	損害賠償	274
第5節	各種制限の解除	275
別表1		276
用語集		284

# 資料編

## 〔防災組織・協力関係機関〕

○防災関係機関の連絡先	289
○給水装置工事事業指定者一覧	293
○下水道排水設備指定工事店一覧	296
○那須烏山市防災会議委員名簿	298

## 〔避難・救護〕

○指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	299
○医療機関一覧	303
○食料、生活必需品の備蓄状況	304

## 〔消 防〕

○危険物施設の現況	305
○危険物の大量貯蔵所等一覧	305
○水防倉庫	305
○消防組織・施設の状況	306
○重要水防箇所一覧	308
○取水堰一覧	310

## 〔災害危険箇所〕

○土石流危険箇所の避難体制及び指定緊急避難場所一覧	311
○急傾斜地崩壊危険箇所の避難体制及び指定緊急避難場所一覧	314
○急傾斜地崩壊危険箇所一覧	317
○急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧	320
○山地災害危険地区一覧	321
○土石流危険溪流一覧	325
○地すべり危険箇所一覧	329

## 〔輸 送〕

○離着陸場一覧	329
○緊急通行車両の標章及び確認証明書	330

## 〔応援協定等〕

○災害時における市町村相互応援に関する協定	331
○災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	336
○那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	339

○廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	341
○災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	343
○特殊災害消防相互応援協定書（宇都宮市、足利市、栃木地区広域行政事務組合、佐野地区広域消防組合、鹿沼地区広域行政事務組合、日光地区広域消防組合、今市市、小山市、芳賀地区広域行政事務組合、大田原地区広域消防組合、塩谷広域行政組合、黒磯那須消防組合、石橋地区消防組合、藤原町、南那須地区広域行政事務）	346
○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	348
○災害時における烏山町、烏山郵便局の協力に関する覚書	350
○災害時における南那須町、南那須郵便局間の協力に関する覚書	352
○災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定（赤帽栃木県軽自動車運送協同組合）	354
○那須烏山市と烏山信用金庫の地方創生に関する包括連携協定書	356
○那須烏山市と株式会社栃木銀行の包括連携協定書	357
○那須烏山市と株式会社NEZASホールディングスとの「シティプロモーション」並びに「暮らしの安全・安心」に関わる包括連携協定書	358
○那須烏山市と那須南農業協同組合との「地方創生推進」並びに「地域社会経済の継続的発展」に関わる包括連携協定書	359

## 〔条 例 等〕

○那須烏山市防災会議設置及び運営条例	360
○那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例	362
○災害救助法施行細則（別表第1、第2）	363
○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）	370

## 〔様 式 等〕

○栃木県火災・災害等即報要領報告様式	373
--------------------	-----

## 〔そ の 他〕

○種類別指定文化財一覧	378
○宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準	384
○那須烏山市水防計画	387
○避難勧告等の判断・伝達マニュアル	406
○災害時等における職員初動マニュアル（職員行動編）	410